

川崎市育児支援家庭訪問事業実施要綱

平成18年4月1日18川健ここ第32号本部長専決

(目的)

第1条 この要綱は、子育て不安や家庭養育上の問題を抱える家庭に対し、子ども家庭支援員（以下「支援員」という）及び母子訪問指導員（以下「指導員」という）を派遣し、子育ての相談・支援等を行うことについて必要な事項を定め、地域における児童虐待の未然防止や再発予防を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、川崎市とする。

(支援対象家庭)

第3条 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭、又は虐待のおそれや、そのリスクを抱える家庭及び養育上の問題を抱えた家庭や、児童養護施設等を退所後自立にむけたアフターケアが必要な家庭で、本事業の効果が期待できる家庭とする。

(支援内容)

第4条 支援員及び指導員は支援対象家庭を訪問し、その家庭に対する相談・支援等を行い、その主な内容は次のとおりとする。

- (1) 産褥期の母子に対する育児指導や生活指導
- (2) 未熟児や多胎児等に対する育児指導・栄養指導
- (3) 養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・指導
- (4) 養育者の子育て不安に対する育児相談・指導
- (5) 児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援等
- (6) その他養育支援が必要と判断される者に対する相談・指導

(支援員)

第5条 支援員は、児童福祉に関する識見と熱意があり、子育てや養護・保育の経験が豊かな者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 社会福祉士、保育士、保健師、教育、児童福祉士、児童指導員等の資格や経験を有する者であって、児童に対する相談活動や養育経験を持つ者

(2) こども未来局こども家庭センター所長及び各児童相談所長（以下、「児童相談所長」という。）が支援員として特に適当と認めた者

(支援員の登録)

第6条 支援員への登録を希望する者は、申込書（様式第1号及び2号）に必要事項を記載し、申込者の住所を管轄する児童相談所長宛てに提出するものとする。

2 児童相談所長は、支援員へ登録することが適当と認めた者に、こども家庭支援員登録証（様式第3号）を交付するものとする。

(母子訪問指導員)

第7条 第1条に規定される指導員は、「川崎市訪問指導員に関する要綱」に基づき、登録している者とする。

(育児支援家庭訪問会議)

第8条 事業推進のため児童相談所及び区役所保健福祉センターに育児支援家庭訪問会議を設置する。

2 育児支援家庭訪問会議は、担当係とその他必要な関係職員等で構成する。

3 支援方法にあたり、支援対象家庭の選定、訪問形態及び支援方針等を決定し、支援員及び指導員に支援対象家庭を訪問させる。

(支援活動)

第9条 支援員及び指導員の支援を行う時間は、概ね2時間以内とする。

(指導・監督)

第10条 児童相談所長及び区役所保健福祉センター所長は、支援員及び指導員に対し適宜報告を求め、必要な指導監督を行う。

(活動費)

第11条 支援員及び指導員の訪問活動に対して、別表に定める経費を支給する。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

こども家庭支援員	1回	3,000円
母子訪問指導員	1回	3,950円